

公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）

（趣旨）

第1条 この法律は、公害防止事業に要する費用の事業者負担に関し、公害防止事業の範囲、事業者の負担の対象となる費用の範囲、各事業者に負担させる額の算定その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この法律において「公害」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。

2 この法律において「公害防止事業」とは、次に掲げる事業であつて、事業者の事業活動による公害を防止するために事業者にその費用の全部又は一部を負担させるものとして国又は地方公共団体が実施するものをいう。

一 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の地域において実施される緑地その他の政令で定める施設の設置及び管理の事業

二 汚でいその他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他の政令で定める事業

三 公害の原因となる物質により被害が生じている農用地若しくは農業用施設又はダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。）により土壌が汚染されている土地について実施される客土事業、施設改築事業その他の政令で定める事業

四 下水道その他の施設で特定の事業者の事業活動に主として利用される政令で定めるものの設置の事業

五 工場又は事業場の周辺にある住宅の移転の事業その他の事業であつて第1号から第3号までに掲げる事業に類するものとして政令で定めるもの

3 この法律において「施行者」とは、国が公害防止事業を実施する場合にあつては国の行政機関又は地方公共団体の長、地方公共団体が公害防止事業を実施する場合にあつては当該地方公共団体の長をいう。

（事業者の負担）

第2条の2 事業者は、その事業活動による公害を防止するために実施される公害防止事業について、その費用の全部又は一部を負担するものとする。

第二章 事業者の負担総額及び事業者負担金

（費用を負担させる事業者の範囲）

第3条 公害防止事業に要する費用を負担させることができる事業者は、当該公害防止事業に係る地域において当該公害防止事業に係る公害の原因となる事業活動を行ない、又は行なうことが確実と認められる事業者とする。

(事業者の負担総額)

第4条 公害防止事業につき事業者に負担させる費用の総額（以下「負担総額」という。）は、公害防止事業に要する費用で政令で定めるもの（以下「公害防止事業費」という。）の額のうち、費用を負担させるすべての事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じた額とする。

2 公害防止事業が第2条第2項第1号から第3号まで又は第5号に係る公害防止事業である場合において、その公害防止の機能以外の機能、当該公害防止事業に係る公害の程度、当該公害防止事業に係る公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情により前項の額を負担総額とすることが妥当でないとき認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項の額からこれらの事情を勘案して妥当と認められる額を減じた額をもって負担総額とする。

3 公害防止事業が第2条第2項第4号に係る公害防止事業のうち当該公害防止事業に係る施設を事業者以外の者が利用し、かつ、事業者以外の者の利用の態様との均衡を考慮して第1項の額を負担総額とすることが妥当でないものとして政令で定めるものであるときは、同項の規定にかかわらず、同項の額から政令で定めるところにより算定する額を減じた額をもって負担総額とする。

(事業者負担金の額)

第5条 公害防止事業につき各事業者に負担させる負担金（以下「事業者負担金」という。）の額は、各事業者について、公害防止事業の種類に応じて事業活動の規模、公害の原因となる施設の種類及び規模、事業活動に伴い排出される公害の原因となる物質の量及び質その他の事項を基準とし、各事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じて、負担総額を配分した額とする。

第三章 事業者負担金の決定及び納付

(費用負担計画)

第6条 施行者は、公害防止事業を実施するときは、審議会の意見をきいて、当該公害防止事業に係る費用負担計画を定めなければならない。

2 前項の費用負担計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 公害防止事業の種類
- 二 費用を負担させる事業者を定める基準
- 三 公害防止事業費の額
- 四 負担総額及びその算定基礎

3 前項第2号の費用を負担させる事業者を定める基準は、工場又は事業場の所在する区域、業種、公害の原因となる施設の種類及び規模その他の事項により、事業者の範囲が明確で、かつ、妥当なものとなるよう定めるものとする。

4 第2項第3号及び第4号の公害防止事業費の額及び負担総額を定める場合において、これらの額の中に当該公害防止事業に係る施設の管理に要する毎年度の費用（以下「管理費」という。）が含まれているときは、当該施設の設置に要する費用（以下「設置費」という。）と管理費とに区分するものとする。

5 施行者は、第1項の規定により費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表する

よう努めなければならない。

第7条 施行者は、次の各号に掲げる事業につき前条第2項第4号の負担総額を定める場合において、第4条第2項の規定を適用して減すべき額を算定することが困難であると認められるときは、それぞれ当該各号に掲げる割合を同条第1項の額に乗じた額を基準として前条第2項第4号の負担総額とすることができるものとする。

一 第2条第2項第1号に係る公害防止事業 4分の1以上2分の1以下の割合

二 第2条第2項第2号に係る公害防止事業

イ たい積物中に人の健康に有害な物質が相当量含まれ、又は汚でいその他公害の原因となる物質が著しくたい積し、若しくは水質が著しく汚濁している場合 4分の3以上10分の10以下の割合

ロ イに掲げる場合以外の場合 2分の1以上4分の3以下の割合

三 第2条第2項第3号に係る公害防止事業のうち農用地の客土事業その他の政令で定めるもの（公害の原因となる物質が長期にわたって蓄積された農用地に係るものに限る。） 2分の1以上4分の3以下の割合

四 第2条第2項第5号に係る公害防止事業 政令で定める割合

（費用負担計画の変更）

第8条 施行者は、第6条第1項の費用負担計画を変更するときは、審議会の意見をきかなければならない。ただし、その変更が軽易である場合は、この限りでない。

2 第6条第5項の規定は、費用負担計画の変更（軽易な変更を除く。）について準用する。

（事業者負担金の額の決定及び通知）

第9条 施行者は、第6条第1項の規定により費用負担計画を定めたときは、次項に規定する者を除き、当該費用負担計画に基づき費用を負担させる各事業者及び事業者負担金の額（負担総額が設置費と管理費とに区分されているときは、設置費に係る事業者負担金の額。以下この条において同じ。）を定めて、当該各事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 施行者は、第6条第2項第2号の費用を負担させる事業者を定める基準に該当する事業者で、同条第1項の規定により費用負担計画を定める際に当該公害防止事業に係る区域に工場又は事業場が設置されていないものについては、当該工場又は事業場の設置後遅滞なく、同項の費用負担計画に基づき事業者負担金の額を定めて、当該事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

3 施行者は、第1項又は前項の規定により事業者負担金の額を定めた後、費用を負担させる事業者又は負担総額に変更があつたとき、その他事業者負担金の額を変更する必要があるときは、事業者負担金の額を変更して、当該各事業者に対し、その者が納付すべき変更後の事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

第10条 負担総額が設置費と管理費とに区分されているときは、施行者は、毎年度、第6条第1項の費用負担計画に基づき管理費を負担させる各事業者及び当該管理費に係る事業者負担金の額を定めて、各事業者に対し、その者が納付すべき当該管理費に係る事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、管理費に係る事業者負担金の額の決定及び変更について準用する。

(収入の帰属)

第11条 事業者負担金は、国の行政機関である施行者が決定するものにあつては国、地方公共団体の長である施行者が決定するものにあつては当該地方公共団体の長が統括する地方公共団体の収入とする。

(強制徴収)

第12条 事業者負担金を納付しない事業者があるときは、施行者は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

- 2 前項の場合においては、施行者は、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。
- 3 第1項の規定による督促を受けた事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、施行者は、国税滞納処分の例により、前2項に規定する事業者負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における事業者負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 延滞金は、事業者負担金に先だつものとする。

(共同納付の場合の特例)

第13条 施行者は、第6条第1項の規定により費用負担計画を定めた場合において、当該公害防止事業の費用を負担させる事業者の全部又は一部から当該各事業者が負担すべき額について納付の方法を明らかにして共同で納付する旨の申出があり、これを承認したときは、第9条第1項及び第2項(第10条第2項において準用する場合を含む。)並びに第10条第1項の規定にかかわらず、当該各事業者に係る事業者負担金の額を定めないのである。

- 2 施行者は、前項の申出に係る事業者が当該公害防止事業の費用を負担させる事業者の一部であるときは、事業者負担金の額の決定に準じて、当該申出に係る事業者が共同で負担すべき額を定めなければならない。
- 3 第1項の申出に係る事業者が当該公害防止事業の費用を負担させる事業者の全部である場合には当該負担総額、その一部である場合には前項の規定により定められた額を共同で納付したときは、当該事業者は、その事業者負担金を納付したものとみなす。
- 4 第9条第3項(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定は、第2項の共同で負担すべき額の決定について準用する。

(施行者が定める事項)

第14条 この章に規定するもののほか、公害防止事業に要する費用の事業者負担に関する手続は、施行者が定める。

第四章 雑則

(公害防止事業費負担審議会の設置)

第15条 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、施行者である国の行政機関に、政令で定めるところにより、公害防止事業費負担審議会を置くことができる。

- 2 公害防止事業費負担審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業者に対する配慮等)

第16条 この法律に基づく中小企業者の費用負担に関しては、施行者が費用を負担させる事業者を定める基準及び負担総額の配分の基準の決定並びに事業者負担金の納付について適切な配慮をするほか、国及び地方公共団体は、税制上及び金融上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収等)

第17条 施行者は、第6条第1項の費用負担計画又は事業者負担金の額を定めるため必要があると認めるときは、当該公害防止事業に係る地域において事業活動を行なう事業者に対し、その事業活動に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出を求めることができる。

(港務局についてのこの法律の適用)

第18条 港湾法(昭和25年法律第218号)第4条第1項の港務局は、この法律の適用については、地方公共団体とみなす。この場合において、次条第4号中「条例」とあるのは、「港湾法第12条の2の規程」と読み替えるものとする。

(審議会)

第19条 第6条第1項及び第8条第1項の審議会は、次のとおりとする。

- 一 施行者が国の行政機関である場合においては、公害防止事業費負担審議会
- 二 施行者が都道府県知事である場合においては、環境基本法第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関
- 三 施行者が市町村長である場合においては、環境基本法第44条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(当該合議制の機関が置かれていない市町村にあっては、条例で定めるところにより置く審議会その他の合議制の機関)
- 四 施行者が地方公共団体の長のうち都道府県知事及び市町村長以外の者である場合においては、当該地方公共団体が条例で定めるところにより置く審議会

(罰則)

第20条 第17条の規定による報告をせず、若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、3万円以下の罰金に処する。

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に実施する事業について適用する。

[昭和46年5月政令145号により、昭和46.5.10から施行]

(治水特別会計法の一部改正)

- 2 治水特別会計法(昭和35年法律第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔昭和62年6月2日法律第43号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和62年10月1日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成4年5月6日法律第39号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成4年10月1日から施行する。

〔平成5年11月19日法律第92号抄〕

(公害防止事業費事業者負担法の一部改正に伴う経過措置)

第13条 この法律の施行の際現に実施されている前条の規定による改正前の公害防止事業費事業者負担法(以下この条において「旧負担法」という。)第2条第2項に規定する公害防止事業は、前条の規定による改正後の公害防止事業費事業者負担法第2条第2項に規定する公害防止事業とみなす。

- 2 旧負担法第2条第2項に規定する公害防止事業であつてこの法律の施行前に旧負担法第6条第1項の費用負担計画が定められているもの並びにその公害防止事業に係る費用負担計画及び旧負担法第9条第1項の規定、同条第2項若しくは第3項(これらの規定を旧負担法第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定又は旧負担法第10条第1項の規定による通知は、それぞれ、前条の規定による改正後の公害防止事業費事業者負担法第2条第2項に規定する公害防止事業並びにその公害防止事業に係る費用負担計画及び同法第9条第1項の規定、同条第2項若しくは第3項(これらの規定を同法第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定又は同法第10条第1項の規定による通知とみなす。

附 則〔平成5年11月19日法律第92号〕

この法律は、公布の日から施行する。ただし、〔中略〕第12条中公害防止事業費事業者負担法第20条の改正規定〔中略〕は、環境基本法〔平成5年11月法律第91号〕附則ただし書に規定する日〔平成6年8月1日〕から施行する。

附 則〔平成11年7月16日法律第87号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成11年7月16日法律第105号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成11年12月政令432号により、平成12. 1. 15から施行〕

附 則〔平成15年5月16日法律第43号抄〕

沿革

平成19年 4月23日号外法律第30号〔雇用保険法等の一部を改正する法律附則125条による改正〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第18条から第27条まで及び第29条から第36条までの規定は、平成16年4月1日から施行する。

(公害防止事業費事業者負担法の一部改正に伴う経過措置)

第24条 公害防止事業費事業者負担法第2条第2項第1号の施設の設置には、機構が附則第7条第1項第1号の規定に基づいて行う事業(旧事業団法第18条第1項第2号に掲げるものに限る。)により設置する施設の譲受けを含むものとし、当該譲受けの事業に係る前条による改正前の同法第18条の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第27条 附則第18条及び第20条の規定の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第28条 附則第3条から第5条まで、第7条から第17条まで、第19条、第21条、第24条及び前2条に規定するもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 [平成19年4月23日法律第30号抄]

沿革

平成19年 7月6日号外法律第109号 [日本年金機構法附則66条による改正]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～二 [略]

三 第2条、第4条、第6条及び第8条並びに附則第27条、〔中略〕第123条から第125条まで〔中略〕の規定 日本年金機構法〔平成19年7月法律第109号〕の施行の日〔平成22年1月1日〕

(検討)

第142条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された雇用保険法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第143条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則 [平成19年7月6日法律第109号抄]

沿革

平成19年 7月6日号外法律第111号 [厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律附則7条による改正]

平成22年 3月31日号外法律第19号 [平成22年度における子ども手当の支給に関する法律附則18条による改正]

平成23年 8月30日号外法律第107号 [平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

附則22条による改正]

平成24年 3月31日号外法律第24号〔児童手当法の一部を改正する法律附則30条による改正〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成22年4月1日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第66条及び第75条の規定 公布の日

二 〔略〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第73条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第75条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成19年7月6日法律第111号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第8条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成22年3月31日法律第19号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第20条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第20条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成23年8月30日法律第105号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第81条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第82条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成23年8月30日法律第107号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成23年10月1日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成24年3月31日法律第24号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成24年4月1日から施行する。〔後略〕